

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条海の日の項の次に次のように加える。

山の日 八月十一日 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。

附 則

この法律は、平成二十八年一月一日から施行する。



## 理由

国民の祝日として、山の日を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。